

香川県条例第44号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例（平成27年香川県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前	
(個人番号の利用等) 第4条 略	(個人番号の利用等) 第4条 略 2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で当該執行機関が保有する同表の右欄に掲げる特定個人情報を利用することができる。ただし、法の規定により、当該執行機関が、情報提供ネットワークシステムを使用して当該執行機関以外の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。	
別表第2（第4条関係）	別表第2（第4条関係）	
執行機関	事務	特定個人情報
1～3 略		
4 知事	特定個人番号利用事務	利用特定個人情報（法第19条第8号の規定により生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報の提供を受ける事務（ <u>同号の規定により、外国人に対する同法の規定に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下この項において「外国人生活保護関係情報」という。）</u> ）
執行機関	事務	特定個人情報
1～3 略		
4 知事	特定個人番号利用事務	利用特定個人情報（法第19条第8号の規定により生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報の提供を受ける事務にあっては、 <u>外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報であって規則で定めるものを含む。）</u>

の提供を受けるものを除く。)
にあっては、外国人生活保護関
係情報であって規則で定めるも
のを含む。)

5・6 略

5・6 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。